

【内閣官房】

※符号欄は、「国の行政の業務改革に関する取組方針」における各項目への該当を、以下のとおりに示すもの。
①…行政のICT化の推進、②…業務の必要性の見直し、③…業務の実施体制の見直し、④…民間能力等の活用

| 部局 | 資料番号 | 業務改革番号 | 業務改革の取組内容 |
|------|---------|--------|---|
| 内閣官房 | 内閣情報調査室 | ③ | 総理等の官邸幹部に対して行う定例報告のために総務部、国際部、国内部及び経済部が作成する各種情報収集、情勢分析結果に係る報告資料の管理については、これまで、Need to Knowの原則から、各部門に置かれた資料管理担当の専門職(計4人)の下で行ってきたところ。 しかしながら、今回その運用を見直し、締切までの資料提出・必要な情報の共有等の徹底など、資料管理担当専門職に対する職員の積極的な協力・支援体制を整え、資料管理担当専門職の負担を減らした上で、上記報告資料の管理業務を総務部に置く専門職1人に一元化し、当該専門職が、国際部、国内部、経済部の資料作成担当者から直接資料の提出を受け、管理を行うこととし、これにより、相当程度の事務量を縮減し、業務の効率化を図る。 |